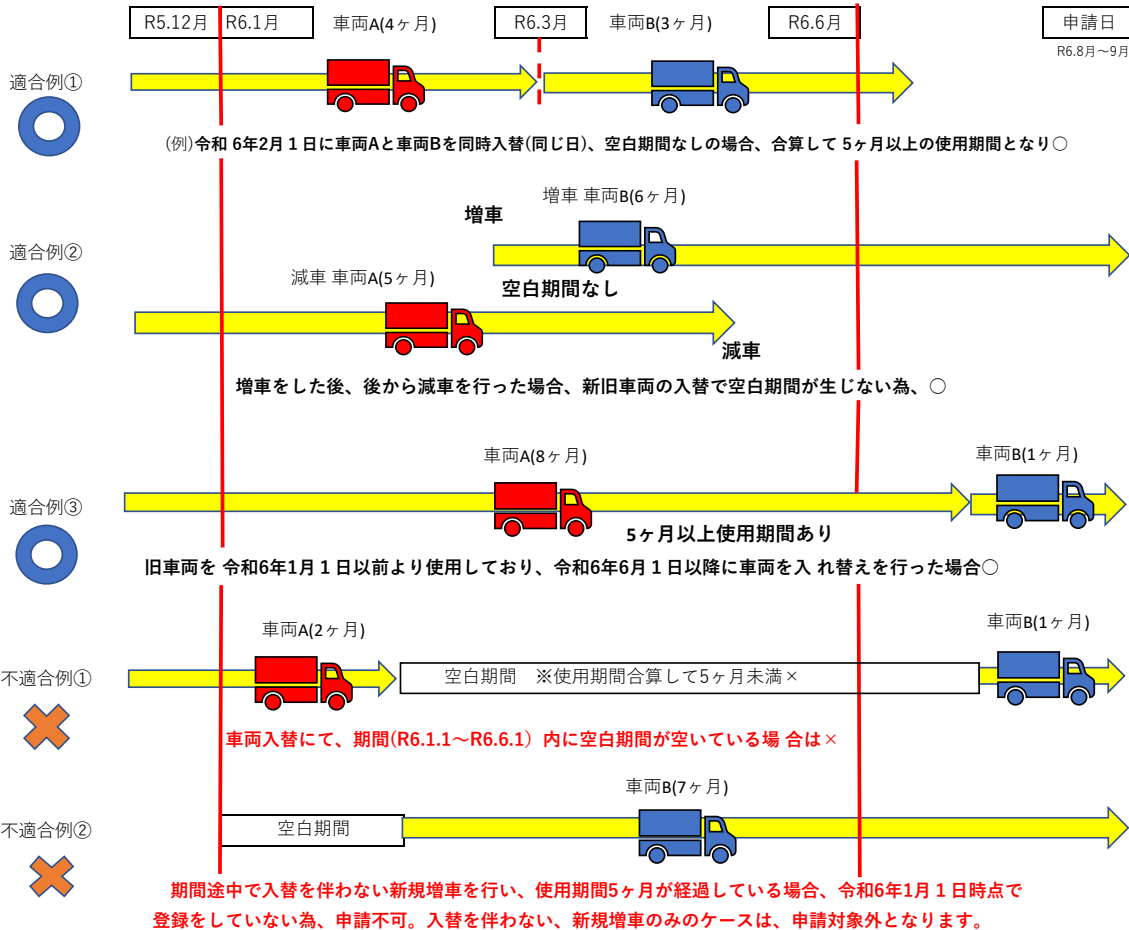


令和6年度 交通・物流事業者燃料高騰対策事業補助金(前期)

車両入替時の注意点について

原則	申請対象の旧車両は令和6年1月1日以前より事業に使用されており、令和6年6月1日時点、旧車両(減車)と新規車両(増車)の使用(登録期間)が合算して5ヶ月以上(R6.1.1~R6.6.1迄の期間中)となる必要があります。
車両入替	令和6年1月1日以降、申請日時点で減車した車両と増車した車両で合算して使用期間が5ヶ月間となる場合、車両1台分として助成金申請が可能です。 車両入替で途中空白期間が有り、車両の使用期間が5ヶ月に満たない場合は(期間：R6.1.1~R6.6.1迄)、申請対象外となります。 ※期間中空白が1日でもあれば×



証拠書類 車両の入替を行った場合、以下2種類の書類を添付してください。

減車分

①登録識別情報等通知書(一時抹消を行った年月日が記載された書面)
 登録識別情報等通知書にて一時抹消を行った年月日を確認します
 ※登録識別情報等通知書がない場合、申請車両の新旧車検証にて
 貴社から第三者に名義変更になった事を確認する
 ①貴社が使用していた時の旧車検証+②名義が変更になった新車検証を提出
 又廃車の場合は、登録事項等証明書を取得する必要があります

増車分

②新規登録の車検証
 新規登録車検証にて登録を行った年月日を確認します

※上記2点の書類にて抹消日、新規登録日を確認し、旧車両が令和6年1月1日以前から使用されているか、増車車両がいつ新規登録となったか確認を行い、新旧車両2台で合算して5ヶ月以上の使用期間になるかを確認する

備考

代替申請で使用する事業用自動車等連絡書は、車両の抹消日、新規登録日が確認できない為、証拠書類として使用できません
 その他 不明な点は宮崎県トラック協会までお問い合わせください ☎0985-53-6767